計算書類等の記載例

活動計算書

 $\times \times$ 年 $\times \times$ 月 $\times \times$ 日から $\times \times$ 年 $\times \times$ 月 $\times \times$ 日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇

(単位:円) 額 経常収益 受取会費 750,000 1 2 受取寄附金 290,000 10,000 3 その他収益 経常収益計 1,050,000 Ⅱ 経常費用 事業費 (1) 人件費 臨時雇賃金 200,000 200,000 人件費計 (2) その他経費 🔨 300,000 旅費交通費 100<u>, 000</u> 通信運搬費 400,000 その他経費計 事業費計 600,000 管理費 (1) 人件費 人件費計 (2) その他経費 印刷製本費 150,000 100,000 通信運搬費 減価償却費 50,000 雑費 50,000 その他経費計 350,000 350,000 管理費計 経常費用計 950 000 当期正味財産増減額 100,000 前期繰越正味財産額 450,000 次期繰越正味財産額 550,000

受取会費は確実に入金されることが明らかな場合を除き、実際に入金したときに計上する。詳細は「実務担当者のためのガイドライン」(平成23年11月20日 NPO法人会計基準協議会。以下「ガイドライン」という)Q&A12-1~12-3参照

経常費用は、「事業費」と「管理費」に分ける。 事業費と管理費の意味については、I 2(2) 及びガイドラインQ&A14-1、事業費と管理費 の按分の方法については、I 2(2)及びガイドラインQ&A14-2を参照

「事業費」と「管理費」について、それぞれ「人件費」と「その他経費」に分けた上で、支出の形態別(旅費交通費、通信運搬費など)に内訳を記載する。事業費を事業の種類別に表示したり、事業部門別、管理部門別に損益を表示する場合にはP23の様式例の3及びガイドラインの記載例2の注記の2を参照

現預金以外に資産・負債がない場合 には、当期の現預金の増減額を表す

.....

前事業年度活動計算書の「次

貸借対照表

××年××月××日現在

特定非営利活動法人〇〇〇〇

(単位:円)

	科目		金 額	
I	資産の部			
	1 流動資産			
	現金預金	300,000		
	流動資産合計		300,000	
	2 固定資産			
	有形固定資産			
	什器備品	250,000		
	固定資産合計		250, 000	
	資産合計			550, 000
Π	負債の部			
	1 流動負債			
	流動負債合計		0	
	2 固定負債			
	固定負債合計		0	
	負債合計			0
III	正味財産の部			
	前期繰越正味財産		450,000	
	当期正味財産増加額		100,000	
	正味財産合計			550,000
	負債及び正味財産合計			550,000

期繰越正味財産額」と金額が 一致することを確認する

活動計算書の「次期繰越正味財産額」 と、貸借対照表の「正味財産の部」の 合計額は一致することを確認する

財産目録

××年××月××日現在

特定非営利活動法人〇〇〇〇

(単位:円)

		科目			金額	(中位・11)	
Ι	資産	その部 こうしゅう				,	1
	1	流動資産				口座看	番号の記
		現金預金				載は ²	下要
		○○銀行普通預金	€	300,000]	`	′
		流動資産合計			300,000		
	2	固定資産					
		有形固定資産					
		什器備品					
		パソコン1台		250, 000			
		固定資産合計			250, 000		
		E合計				550, 000	
П	負債	重の部					
	1	流動負債					
		流動負債合計			0		
	2	固定負債					
		固定負債合計			0		
		合計				0	
	正味	:財産				550, 000	

該当する項目のみ記載する

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

(1) 固定資産の減価償却の方法 有形固定資産は、定額法で償却をしています。

(2) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税込方式によっています。 「重要な会計方針」の一番最初に、この 計算書類をどの会計基準に基づいて作 成したか記載する

2. 固定資産の増減の内訳

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
什器備品		300,000		300,000	△ 50,000	250,000
合計		300, 000	0	300,000	△ 50,000	250,000

活動計算書 (活動予算書) の科目例

以下に示すものは、一般によく使われると思われる科目のうち、主なものを例示したものです。したがって、該当がない場合は使用する必要はありませんし、利用者の理解に支障がなければまとめても構いません。また、適宜の科目を追加することができます。

勘定科目	科目の説明
I 経常収益	
1 受取会費 正会員受取会費	確実に入金されることが明らかな場合を除き、実際に入金したときに計上す
替助会員受取会費	│ る。 │ 対価性が認められず明らかに贈与と認められるものや、それを含む場合があ
	り、PSTの判定時に留意が必要。
2 受取寄附金 受取寄附金	
資産受贈益	無償又は著しく低い価格で現物資産の提供を受けた場合の時価による評価差 益。
施設等受入評価益	受け入れた無償又は著しく低い価格で施設の提供等の物的サービスを、合理 的に算定し外部資料等によって客観的に把握でき、施設等評価費用と併せて 計上する方法を選択した場合に計上する。
ボランティア受入 評価益	提供を受けたボランティアからの役務の金額を、合理的に算定し外部資料等によって客観的に把握でき、ボランティア評価費用と併せて計上する方法を 選択した場合に計上する。
3 受取助成金等 受取助成金 受取補助金	補助金や助成金の交付者の区分によって受取民間助成金、受取国庫補助金等に区分することができる。
4 事業収益 売上高 ○○利用会員受取会費	事業の種類ごとに区分して表示することができる。 販売用棚卸資産の販売やサービス(役務)の提供などにより得た収益。 サービス利用の対価としての性格をもつ会費。
5 その他収益 受取利息 為替差益 雑収益	為替換算による差益。なお為替差損がある場合は相殺して表示する。 いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要 でない収益。この科目の金額が他と比して過大になることは望ましくない。
Ⅱ 経常費用 1 事業費 (1) 人件費 給料手当	
臨時雇賃金 ボランティア評価費用	ボランティアの費用相当額。ボランティア受入評価益と併せて計上する。
法定福利費 退職給付費用	退職給付見込額のうち当期に発生した費用。会計基準変更時差異の処理として、定額法により費用処理する場合、一定年数(15年以内)で除した額を加算する。少額を一括して処理する場合も含まれる。
通勤費 福利厚生費 (2) その他経費	給料手当、福利厚生費に含める場合もある。
売上原価	販売用棚卸資産を販売したときの原価。期首の棚卸高に当期の仕入高を加え 期末の棚卸高を控除した額。
業務委託費 諸謝金 印刷製本費 会議費	講師等に対する謝礼金。
旅費交通費 車両費	車両運搬具に関する費用をまとめる場合。内容により他の科目に表示することもできる。
通信運搬費	電話代や郵送物の送料等。

勘定科目	科目の説明
消耗品費	
修繕費 水道光熱費	電気代、ガス代、水道代等。
地代家賃	事務所の家賃や駐車場代等。
賃借料	少額資産に該当する事務機器のリース料等。不動産の使用料をここに入れる ことも可能。
施設等評価費用	無償でサービスの提供を受けた場合の費用相当額。施設等受入評価益と併せて計上する。
減価償却費 保険料	
諸会費 租税公課	│ │ 収益事業に対する法人税等は租税公課とは別に表示することが望ましい。な
1 <u>0.77.</u> 24 tiv	お、法人税等を別表示する際には、活動計算書の末尾に表示し、税引前当期 正味財産増減額から法人税等を差し引いて当期正味財産増減額を表示することが望ましい(P17の様式例参照)。
研修費	
支払手数料 支払助成金	
支払寄附金	
支払利息	金融機関等からの借入れに係る利子・利息。
為替差損 雑費	為替換算による差損。なお、為替差益がある場合は相殺して表示する。 いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要
7年54	でない費用。この科目の金額が他と比して過大になることは望ましくない。
2 管理費	
(1)人件費 役員報酬	
給料手当	
法定福利費 退職給付費用	1日前の14日に何のことが出りを変化した典田 八寸甘油亦声吐光田の加押しま
超 概和刊	退職給付見込額のうち当期に発生した費用。会計基準変更時差異の処理として、定額法により費用処理する場合、一定年数(15年以内)で除した額を加
72 Hi -Hi	算する。少額を一括して処理する場合も含まれる。
通勤費 福利厚生費	給料手当、福利厚生費に含める場合もある。
(2) その他経費	
印刷製本費	
会議費 旅費交通費	
車両費	車両運搬具に関する費用をまとめる場合。内容により他の科目に表示するこ
	ともできる。
通信運搬費 消耗品費	電話代や郵送物の送料等。
修繕費	
水道光熱費	電気代、ガス代、水道代等。
地代家賃 賃借料	事務所の家賃や駐車場代等。 少額資産に該当する事務機器のリース料等。不動産の使用料をここに入れる
其1日17	ことも可能。
減価償却費 保険料	
諸会費	
租税公課	収益事業に対する法人税等は租税公課とは別に表示することが望ましい。なお、法人税等を別表示する際には、活動計算書の末尾に表示し、税引前当期
	正味財産増減額から法人税等を差し引いて当期正味財産増減額を表示するこ
	とが望ましい (P17の様式例参照)。
支払手数料	A RI WARRIED A SAME TO LANGE TO SAME
支払利息 雑費	金融機関等からの借入れに係る利子・利息。 いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要
不 此 貝	でない費用。この科目の金額が他と比して過大になることは望ましくない。

勘定科目	科目の説明
Ⅲ経常外収益 固定資産売却益 過年度損益修正益 Ⅳ経常外費用 固定資産除・売却損	過年度に関わる項目を当期に一括して修正処理をした場合。
災害損失 過年度損益修正損 V 経理区分振替額	過年度に関わる項目を当期に一括して修正処理をした場合。会計基準を変更 する前事業年度以前に減価償却を行っていない資産を一括して修正処理する 場合などに用いる。減価償却費だけの場合は、「過年度減価償却費」の科目 を使うこともできる。
経理区分振替額	その他の事業がある場合の事業間振替額。

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れた場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示し、当該 寄附金等を後者に計上することが望ましい。当該寄附金(補助金・助成金)の使途等が解除された場合等には、「一般正味財産増減の部」に 「受取寄附金(補助金・助成金)振替額」を、「指定正味財産増減の部」に「一般正味財産への振替額(△)」を勘定科目として記載する(表示例は P17~18 の様式例参照)。

貸借対照表の科目例

以下に示すものは、一般によく使われると思われる科目のうち、主なものを例示したものです。したがって、該当がない場合は使用する必要はありませんし、利用者の理解に支障がなければまとめても構いません。また、適宜の科目を追加することができます。

勘定科目	科目の説明
I 資産の部	
1 流動資産	
現金預金	
未収金	商品の販売によるものも含む。
棚卸資産	商品、貯蔵品等として表示することもできる。
短期貸付金	返済期限が事業年度末から1年以内の貸付金。
前払金 仮払金	
立替金	
○○特定資産	目的が特定されている資産で流動資産に属するもの。目的を明示する。
貸倒引当金 (△)	ロロカが、「いんこれでくて、必要性で加助食性に、肉がありです。 ロロブミッカイン あっ
2 固定資産	
(1) 有形固定資産	土地、建物等実体があり、長期にわたり事業用に使用する目的で保有する
	資産。
建物	建物付属設備を含む。
構築物	
車両運搬具	
什器備品	
土地	マキの光は人なては人際 独型・ロット制化・ロロウ液文
建設仮勘定 (2) 無形固定資産	工事の前払金や手付金等、建設中又は製作中の固定資産。 具体的な存在形態を持たないが、事業活動において長期間にわたり利用さ
(4) 無形回足頁座	れる資産。 れる資産。
ソフトウェア	購入あるいは制作したソフトの原価。
(3) 投資その他の資産	余裕資金の運用のための長期的外部投資や、貸付金等長期債権から構成さ
III Vita da francisco VII	れる資産。
投資有価証券	長期に保有する有価証券。
敷金 差入保証金	返還されない部分は含まない。 返還されない部分は含まない。
是 長期貸付金	返済期限が事業年度末から1年を超える貸付金。
長期前払費用	及研別版が事業十度本が51十と超える負担並。
○○特定資産	目的が特定されている資産で固定資産に属するもの。目的を明示する。
Ⅱ 負債の部	
1 流動負債	
短期借入金	返済期限が事業年度末から1年以内の借入金。
未払金	商品の仕入れによるものも含む。
前受金	
仮受金	
預り金 2 固定負債	
2 回足負債 長期借入金	返済期限が事業年度末から1年を超える借入金。
退職給付引当金	退職給付見込額の期末残高。
Ⅲ 正味財産の部	- PAGE 1472- PA 1774117/201940
1 正味財産	
前期繰越正味財産	
当期正味財産増減額	

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れた場合は、「Ⅲ 正味財産の部」を「指定正味財産」と「一般正味財産」とに区分してそれぞれを勘定科目として表示し、当該寄附金等を前者に計上することが望ましい(表示例はP21の様式例参照)。